

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 1 項ただし書きの規定にもとづき申請を行なった供給約款等以外の供給条件（平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、太陽光発電促進付加金単価に含まれる消費税等相当額の端数処理の取扱いについては小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

3（料金）に定める太陽光発電促進付加金単価

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
	円	円
(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
40ワットまでの1灯につき	1.14	0.05
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につ き	1.71	0.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯に つき	2.86	0.14
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	2.86	0.14

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
	円	円
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.85	0.04
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	1.70	0.08
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き100ボルトアンペアごとに	1.70	0.08
「定額電灯および公衆街路灯Aの料金につい ての特別措置」の適用を受ける電灯の場合		
10ワットまでの1灯につき	0.28	0.01
10ワットをこえ20ワットまでの1灯に つき	0.57	0.03
b 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.02	0.00
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ ルトアンペアまでの場合	0.04	0.00
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.04	0.00
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ ロボルトアンペアまでの場合	0.46	0.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	0.46	0.02
c 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.48	0.02
契約電力0.5キロワットの場合1日につ き	0.24	0.01

区分および単位	太陽光発電促進 付加金単価	消費税等相当額
(ロ) 従量制供給の場合	円	円
a 従量電灯, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の10キロワット時 まで	0.74	0.04
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.07	0.00
b a 以外の場合		
1 キロワット時につき	0.07	0.00

以上